

# 高裁なごや vol. 33

## 平成29年度 夏の広報行事

名古屋高等裁判所・名古屋家庭裁判所合同企画

### 「模擬少年審判 ～もし私が裁判官なら～」開催報告

8月16日(水)の午後、毎年恒例の夏休み企画として、学生の方を中心に、模擬少年審判と名古屋家庭裁判所の施設を見学していただく企画を実施しましたので、当日の様子を御紹介します。

(※「少年」とは、20歳に満たない人のことをいいます。男性に限らず、女性でも20歳未満であれば「少年」と呼ばれます。)

「少年審判」とは、罪を犯すなどした少年について、その少年を立ち直らせるためには、どのような処分(例:保護観察や少年院送致など)を行うべきかを判断する手続です。少年審判は、少年の立ち直りの観点等から非公開で行われますので、その内容はあまり御存じない方が多いのではないのでしょうか。

そこで、参加者の皆様には、少年審判手続の流れの説明を聞いていただいた後、裁判所職員が演じる模擬の少年審判を、自分が裁判官になったつもりで御覧いただき、この事件の少年には、どのような処分がふさわしいのかを考えていただきました。



(模擬少年審判の様子)

その後は、皆様に、①「検察官送致」「少年院送致」「保護観察処分」「試験観察処分」「不処分」の中からどの処分を選んだのか、②どうしてその処分にしようと思ったのか、の2点について、意見を出していただきました。

そして、実際に少年事件を担当している裁判官，家庭裁判所調査官，裁判所書記官が，皆様からの意見についてコメントをしたり，質問にお答えしたりしました。参加者の皆様には，少年審判手続に対する理解をより一層深めていただけたことと思います。



(意見交換・質疑応答の様子)

模擬少年審判の後は，家庭裁判所の施設の見学を行いました。御覧いただいたのは，実際の少年審判を行う少年審判廷，少年の心理分析等に利用する科学調査室などです。各施設でも，職員が皆様の質問にお答えしました。

これらの施設も，普段は見ることはできませんので，家庭裁判所を身近に感じていただけたかと思います。

#### 【参加された方の声】

- 少年自身が自分を見つめなおし，どうしたらもう犯罪を起こさないかを考える，という少年審判について学べてよかった。
- 人によって考え方が違って興味深かった。
- 内容もリアルでおもしろかった。なかなかできない体験ができたのでよかった。
- 家庭裁判所調査官の方々がとてもかっこよかった。
- 庁舎見学で普段めったに見られない場所が見られたのですごく貴重な体験になった。

## 「法の日」週間行事の御案内

名古屋高等裁判所は，「法の日」週間行事として，以下の企画を予定しています。

- ① 10月16日(月)に名古屋地方裁判所，検察庁，弁護士会と合同で，「裁判を体験してみませんか？」と題して模擬の刑事裁判と業務説明を行う企画
- ② 10月27日(金)に名古屋家庭裁判所と合同で，「WHAT'S 家庭裁判所調査官？ ～行動科学の専門職とは～」と題して，家庭裁判所調査官の仕事の説明と庁舎見学を行う企画

応募方法等については，名古屋高等裁判所ウェブサイト「広報活動」ページ(名古屋高等裁判所>名古屋高等裁判所について>広報活動)を御覧ください。